

## 郡山市暴力団排除条例

### (目的)

第1条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に多大な脅威を与え、市民の人権を脅かしている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策の基本的な事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号。以下「県規則」という。)第2条に規定する者を除く。)をいう。
- (4) 暴力団の排除 暴力団員等による不当な行為を防止し、及びその行為により市民生活又は事業活動に生ずる不当な影響を排除することをいう。
- (5) 市民 市内に居住している者並びに市内に通勤通学する者及び滞在する者をいう。
- (6) 事業者 市内において事業活動を行う全てのものをいう。ただし、関係団体を除く。
- (7) 市民等 市民及び事業者をいう。
- (8) 関係団体 法第32条の3第1項の規定により都道府県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与する活動等を行う団体をいう。

### (基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを社会全体で認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等、国、県及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団の排除に関する施策の推進に努めるものとする。

- 2 市は、暴力団の排除に関する施策の推進に当たっては、市民等、国、県及び関係団体との連携に努めるものとする。

### (市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動を自主的に、かつ、相互の連携を図りながら行うとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策及び活動に協力するよう努めなければならない。

- 2 市民等は、暴力団員等による不当な要求行為に応じないよう努めなければならない。
- 3 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、市又は警察その他関係機関にその情報を提供するよう努めなければならない。

(市民等に対する支援)

第6条 市は、市民等が暴力団の排除のための活動を自主的に、かつ、相互の連携を図って行うことができるよう、警察及び関係団体と連携し、市民等に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(不当な要求行為に対する措置)

第7条 市は、職員の安全及び公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、暴力団員等からの不当な要求行為に対する対応方針等の策定その他の不当な要求行為に対する必要な措置を講ずるものとする。

(公共工事等における措置)

第8条 市は、公共工事、給付金(補助金その他の相当の反対給付を受けないものをいう。以下この条において同じ。)の交付その他の市の事務又は事業(以下「公共工事等」という。)の実施において、暴力団を利さないため、暴力団員又は社会的非難関係者(暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者として県規則第4条に規定する者をいう。次条において同じ。)の公共工事に係る契約及び当該契約の下請に係る契約並びに給付金の交付の相手方からの除外その他の必要な措置を講ずるものとする。

(不当な要求についての報告等)

第9条 事業者は、市の実施する公共工事等に係る契約(下請の契約その他の当該公共工事等の契約に係る契約を含む。)の履行に当たって、暴力団員又は社会的非難関係者から不当な要求行為を受けたときは、速やかに市長に報告するとともに、警察に通報しなければならない。

(市の施設の使用における措置)

第10条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、同法第244条第1項の規定により設置した公の施設(会議場、集会場、広場その他これらに類するものに限る。以下単に「公の施設」という。)が暴力団の活動に使用されると認めるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をしないことができるものとする。

2 市長等は、公の施設の使用の許可をした後においても、当該公の施設が暴力団の活動に使用されると認めるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例の規定にかかわらず、当該使用の許可を取り消すことができるものとする。

(広報及び啓発)

第11条 市は、市民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めることができるよう、警察及び関係団体と連携し、暴力団の排除の気運を醸成するための広報及び啓発活動を行うものとする。

(少年に対する教育等)

第12条 市は、市が設置する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校及び中学校をいう。)において、児童及び生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による不当な行為による被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項に規定する教育の目的を達成するため、市内に所在する学校(市が設置するものを除く。)又は少年(20歳未満の者をいう。以下この項において同じ。)の育成に携わるものが少

年に対して教育、助言その他の適切な措置を講じることができるよう、警察及び関係団体と連携し、これらの者に対し、情報の提供その他の必要な支援又は協力を行うものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年12月1日から施行する。